

申立ての内容	申立てへの対応
<p>2. 項目別評価 I. 業務運営・財務内容等の状況 (1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p>【原文】 平成21年度の実績のうち、下記の事項に課題がある。 ○平成16年度から平成20年度までの評価結果で評価委員が課題として指摘した、<u>大学院博士課程について、学生収容定員の充足率が平成16年度から平成18年度においては85%、平成19年度から平成21年度においては90%をそれぞれ満たさなかったことから、今後、速やかに、定員の充足に向け、入学定員の適正化に努めることや、入学者の学力水準に留意しつつ充足に努めることが求められる。</u>(なお、平成22年度は90%を満たしている。)</p> <p>【評定】中期目標・中期計画の達成に向けて<u>おおむね順調に進んでいる。</u> (理由) 年度計画の記載27事項すべてが「年度計画を上回って実施している」又は「年度計画を十分に実施している」と認められるが、<u>大学院博士課程において学生収容定員の充足率が90%を満たさなかったこと</u>等を総合的に勘案したことによる。</p> <p>【申立内容】 課題があるとして記載されている「<u>大学院博士課程について、学生収容定員充足率が(中略)平成19年度から平成21年度においては90%を(中略)満たさなかった</u>」という内容及び、評定理由として記載されている「<u>大学院博士課程において学生収容定員の充足率が90%を満たさなかった</u>」という内</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 国立大学法人評価による未充足の起算時期は、経営努力認定の基準日に準じていることから、5月1日現在の学生数を基準としている。</p>

容は、事実誤認であるため、評定を再考願いたい。

【理由】

本学学生の約60%を占める外国人留学生は、秋季（10月）入学となっていることから、秋の段階で学生の在籍状況が平準化することとなっているため、本学の場合は10月を基準に博士課程の学生収容定員の充足状況を評価すべきである。

平成21年10月現在の博士課程の学生収容定員充足率は109%であり、90%を満たしており、平成21年度内に収容定員を充足していることから、この点に基づき評定を再考すべきであるため。